# 言語構造と意味

——動詞 Have のいわゆる Passive of Experience をめぐって ——

(下)

菅 原 光 穂

1

変形生成文法における意味理論では、文の意味解釈という人間の持つ言語能力を説明する一つのモデルがそこに提示される。そのモデルに従えば、意味解釈の情報は基底部門で生成される構造にすべて含まれているから、意味の差は当然その基底構造に示されていなければならない。たとえば、

- (1) a) Bill persuaded the doctor to examine John.
  - b) Bill persuaded John to be examined by the doctor.
- (1) の a) と b) とでは、補文 < the doctor examines John > の態 (voice) とはかかわり合いなしに、動詞 < persuade > の目的に なっている 名詞によって構造の差異が示されている。 persuade を believe に置き換えてみると (1) の a) と b) の差がより明白になる。
  - (2) a) Bill believes the doctor to examine John.
    - b) Bill believes John to be examined by the doctor.

このa) とb) に意味上の差はない。Rosenbaum (1967) は(1) にあげたよう

<sup>(1)</sup> P. Rosenbaum (1967) 参照。なお本稿では第2.1節で補文の問題を論ずる。

な文を他動詞句補文, (2) を名詞句補文として, (1) の a) と b) の意味を他動詞句補文の持つ構造上の特色によって区別している。

Chomsky (1965, pp. 21 ff) が

(3) I had a book stolen.

を例にとって、その文が三つの別々な意味に解釈し得ることを構造記述 (Structural description)に求めよと示唆しているのは、上記の仮説即ち「意味解釈のための情報が文の基底構造にある」によるものである。その三通りの意味とは、(4)の通りで、

- (4) a) I had a book stolen from my car when I stupidly left the window open. (Someone stole a book from my car.)
  - b) I had a book stolen from his library by a professional thief who I hired to do the job. (I had someone steal a book.)
  - c) I almost had a book stolen, but they caught me leaving the library with it. (I had almost succeeded in stealing a book.)

特に a) と b) は本稿とかかわり合いのあるもので、ここではそれぞれを have の経験受動及び使役という極めて便宜的な名をあてて取扱うことにしたい。

さて、(3)のパラフレーズとしても考えられ得る(4)の a) と b) は、Chomsky の述べるように意味上明白な差異を示しているが、 a) と b) の斜字体の部分を見てもわかるように、 言語形式の 上では 必ずしも 明白ではないようである。 事実、宮田幸一氏(1956)は(4) a) のようなケースを「間接受動」だと

<sup>(2)</sup> Rosenbaum はこの特色を Idiosyncratic selection restriction of the main verb だとしている。

<sup>(3) 「</sup>経験の受動」 < Passive of Experience > とは Curme (1935, p. 220) に始まるものであるが、ここでは必ずしもそれとすべてが同じではない。

して、それは言語形式によっては 表現されないものだと 主張している。(3) の a book と stolen の関係は「直接受動」的であって、それは後者の要素が 過去分詞形を とることによって 表示される。 しかし、I と had a book stolen の間に見られる関係は間接的であって、これは言語形式に示されていない。間接受動は経験の受動とも呼ばれているように、主体 (この場合 'I')が自らの 意志による 働きかけで 状態 (この場合 「本が盗まれた」という 状態)を生じさせたのではないし、むしろ他の動作主体があってその働きを受ける (蒙る) 状態を示すものである。 従って、(3) の場合にも、I と had a book stolen との間に上記のような状態が生じていると解釈すれば経験の受動、そうでなければ、b)か c)に示される解釈が下される。要するに、その解釈の相違は「意味上」のものであって「言語形式上」のものではない。 宮田氏のこうした主張とは別に、Curme (1935) の場合は、経験受動に必ず補文中の過去分詞を伴うという形で (p. 220) 言語形式に注目している。

- (5) a) Last week I had (or got) my right leg hurt in an accident.
  - b) I have just had (or got) given me (or 'to me') a fine new knife.

しかし、使役にも(4)b)のように補文の受動態が可能であることからして、Curme の定義も経験受動を使役から区別するのに十分ではない。Curme においても経験の受動の意味である"the subject of the sentence as experiencing something"を強調すれば、むしろある点では弱い受動、即ち(5)のような状態的受動から、第三者の介在とその意志が積極的に打ち出され、文の主語にその意志が向けられたり、或は主語がその意志による動作の結果を「蒙ったり」する客体的要素をもつケースが考えられてくる。この時はCurme の注目した言語形式にこだわることなく、主語の客体的要素は補文の態によるものではないから、いわゆる he had his wife die 式の構造も可

<sup>(4)</sup> 基底構造としての「受動」である。

能となってくる。つまり、構造上 Curme の経験受動も、その意味からして必ずしも補文を受動にしておく必要はないわけで、その点では使役と経験の受動の区別は明確ではない。福村氏(1965)はそのことをより明白に指摘している(pp. 255 ff)。原則的には前述したように、第三者の介在により主語の積極的な意志が補文に反映している場合は使役であり、逆に第三者が補文で示される状態を生じさせ、それが主語への方向をとる場合、それは主語からみて passive ということになる。しかし、結果的には後者のような受動的関係が主語と補文の間に成立するとしても、そのような状態を生じさせたのは主語であるものの責任というケースもあって、そこには部分的使役性も認められる。福村氏はこのようなケースを考えて、言語構造は両者を区別する手がかりたり得ないとしている。(6)は福村氏の示した使役と受動の区別のない例である。

(6) They were made for the most part about the people, by the people, for the people, who had no desire for literary airs and graces, wanting only to be made to laugh or weep, to feel pity or anger, to follow the fortunes of their favourite hero, to have their hearts and emotions stirred. (p. 256)

またキルヒナー (1968) のあげている a) 主格の属格的関係, b) 主格の与格的関係 ((7) a), b)) という特徴も表現形態上,経験の受動に見られるものであるが, 使役との相違を必ずしも明白にしてはいない。(8) の a) と b) のような使役的機能を示唆する構造も数多くみられる。キルヒナーの主張も使役と経験受動を区別する表現上の手だてとはなり得ない。

#### (7) a) 属格関係

- (i) The pilot had a leg broken.
- (ii) The other mills had their windows shattered.
- (iii) They have had their lives made intolerable.

### b) 与格関係

- (i) He does not now have full justice done him.
- (ii) I have had this present forced upon me.
- (iii) They had a twofold task imposed on them.
- (8) a) I had my will drawn out by the lawyer.
  - b) She has usually had her mother tell the same story to her two or three times in the same afternoon.

さて、これまで(3) が(4) の a) と b) と c) に パラフレーズ されるという Chomsky の考えを、Curme、キルヒナー、或は宮田、福村氏などのいわゆる伝統文法派の立場とかみ合わせようとしたものである。結果は、たとえ後者の側に「基底構造」という概念がかけていたとしても、have の構造に関する意味の差は必ずしも表現上に現われてはこないという、Chomsky とは対立する見解が明らかになった。一方の側に「基底構造」という概念がないために、単純に両者を比較し検討するというわけにはいかないが、段階的に問題点を整理することによって、究極的には両者の対立的見解を同一レベルで明らかにすることは可能である。そこでその問題整理にあたって、まず二つの前提を考える。(1)(1)及び(2)に示したように、意味の情報は基底構造にある。(1) いわゆる Have Object P.P. の構造には、意味上、使役、経験の受動それに完了の状態という三つの区分がある。この前提から、われわれは検討を要する問題として(1) を設定したい。

(9) a) 意味解釈の情報が基底構造にあるのだから, 使役, 経験の受動, 完了の状態の意味区分は構造記述の上で示し得る。そのためには, Have Object P.P. の構造に関して, 基底部の様相は使役(第2.2節), 経験の受動(第2.3節), 完了の状態(第2.4

<sup>(5)</sup> Curme などのいわゆる伝統文法派。

## (40) 人 文 研 究 第40輯

- 節)の場合ではどうなっているのかという検討をまず加えねば ならない。
- b) a) の当然の帰結として、構造記述に 差を求め 得るものなら、 意味の差は理論上示唆的である。
- c) a) の当然の帰結として、構造記述に 差を求め 得ないならば、 意味の差といわれるものは理論上示唆的でない。
- d) 従来の構造記述及び意味理論の一部を修正することによって, b) 或は c) を正当化する。(勿論, b) 及び c) が否定された場合 を条件として d) を設定する。)

ここに設定した $(9)a)\sim d$ )のいずれを論じても、標題としてあげた言語(統辞)構造と意味の問題にぶつかるのは明らかである。

2

- (9) a) で述べた「意味解釈のための情報が基底構造にある」という仮定についてであるが、これは基本的には統辞部門の基底部においてなす文の構造記述 (SD) が意味の相違をもたらす一つの重要な素因になっている、ということを述べているものである。従って
  - (10) I like little boys and girls.

(10) において二通りの可能な意味解釈が存在するのは,明らかに [little [boys and girls]] と [[little boys] and [girls]] の構造上の相違によるものといえる。このように,意味解釈のメカニズムはまず第一に構造記述の決定から始まる。 Chomsky が (3) の文で I had a book stolen に三通りの構造記述を与えようとしたのは,そのメカニズムによるものと思われる。構造記述の決定は,正しくは統辞部門における機能であるから,意味解釈のメカニズム

は統辞部門と意味部門の両方にまたがることになる。意味部門においては,すでに統辞部門で明らかになった sentoid (syntactically unambiguous structure) に意味記述 (semantic description) をなす。一つの sentoid に意味記述をなして,そこに意味的恣意性 (semantic ambiguity) を見出すのは,意味部門における一つの機能である。たとえば,

(11) The bank is the scene of crime.

などは只一つの sentoid しか有していないが,bank の辞書的意味によってこの文の意味解釈が異なる例である。意味の記述によって明らかになるのは,Katz-Postal (1964) によれば,そのほか意味の逸脱性,パラフレーズ等多岐に渡るがここでは直接それらに触れることはしない。むしろ意味解釈のメカニズムにそって Have Object P.P. の型に種々の異なった構造記述をなすことが可能かどうか,従って次に経験の受動,使役または完了の状態等の区別の本質が何であるのかを検討してみたい。

2.1. すでによく知られるようになった Rosenbaum の研究 (1967) は,若 干問題点を他から指摘されているにせよ,われわれに Have Object P.P. 構造の分析上有力な 手がかりを 与えてくれる。 Rosenbaum は 句構造規則 (Phrase stracture rule) 1~4における二箇所の S の

Phrase structure rule

1.  $S \rightarrow Np Aux Vp$ 

2. 
$$\operatorname{Vp} \to \operatorname{V} \left( \left\{ \begin{array}{c} \operatorname{Np} \\ \operatorname{PP} \end{array} \right\} \right) \left( \left\{ \begin{array}{c} \operatorname{PP} \\ \operatorname{S} \end{array} \right\} \right)$$

3.  $PP \rightarrow Prep Np$ 

<sup>(6)</sup> Rosenbaum に対する部分的批判は、F. Bowers ("English Complex Sentence Formation") や K. H. Wagner ("Verb Phrase Complementation)——いずれも Journal of Linguistics, Vol. 4, No. 1 (1968)——が論じている。

<sup>(7) 「</sup>使役」「経験の受動」「完了の状態」に共通な表層構造の特色を用いて、三者をまとめたいい方である。

4.  $Np \rightarrow (Det) N (S)$ 

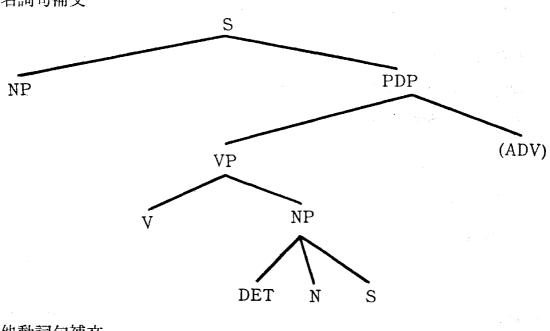
位置から補文構造を二つに大別する。一つは名詞句補文(Noun phrase complementation —— PS rule 4 から),他は動詞句補文(Verb phrase complementation —— PS rule 2 から)。さらに前者には,目的格補文(Object complementation),自動詞主格補文(Subject complementation for Intransitive Verbs),他動詞主格補文(Subject complementation for transitive verbs),斜格名詞句補文(Oblique noun phrase complementation)があり,後者には,自動詞句補文(Intrarsitive verb phrase complementation),他動詞句補文(Transitive verb phrase complementation),斜格動詞句補文(Oblique Verb phrase complementation)の合計七つの下位区分がある。HaveへObjectへP.P.の構造をRosenbaumの区分に照らしてみるわけであるが,一般的に経験の受動,使役,完了に通じるHaveへObjectへP.P. の基底構造を論じるということは,第1節で見た通り,それは意味とは無関係なことになりそれ自体分析は不可能である。従って,使役の場合の構造,経験受動の場合の構造,完了の状態の場合の構造というように区別して論じなければならない。

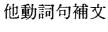
#### 2.2. 使役の場合

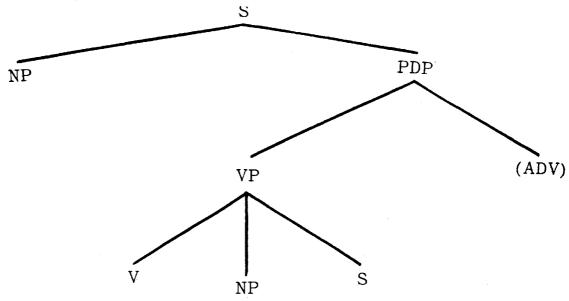
- (12) a) Let's go to a fortune-teller some night and have him read our fortune.
  - b) Let's go to a fortune-teller some night and have our fortune read.

Have Object P.P. の構造は、その型から判断して、使役、経験の受動、 完了の状態等の意味にかかわりなしに、まず Rosenbaum においては目的格 名詞句補文、自動詞句補文及び他動詞句補文以外の型をとるものとは考えら れない。さらにその三つの中でも,自動詞句補文は Wagner の指摘している 理由とは別に,補文に導入される Object が必ず消去されるという規則があるから,この構造を Have Object P.P. には適用できない。 結局, 残る 二つ——目的格名詞句補文 (以下「名詞句補文」とする) と他動詞句補文——のうちいずれかということになる。

名詞句補文







<sup>(8)</sup> 前掲の註(5)参照。

#### (44) 人 文 研 究 第40輯

Rosenbaum に従えば、名詞句補文は受動態化 (Passivization) を可能にする。

- (13) a) Somebody prefers for John to do the work.
  - b) For John to do the work is preferred.
- (14) a) Somebody trusts John to do the work.
  - b) \*For John to do the work is trusted.

(4) の b) が英語文たり得ないのは (4) a) が名詞句補文を有していないことを示す。名詞句補文はまた擬似分裂文 (Pseudo-cleft formation) を作る。 他動詞句補文ではこの擬似分裂文が成り立たない。

- (15) a) What somebody prefers is for John to do the work.
  - b) What is preferred is for John to do the work.
- (16) a) \*What somebody trusts is for John to do the work.
  - b) \*What is trusted is for John to do the work.

一方,他動詞句補文の方は,主文の動詞とその目的語に関して特異な選択関係 (Idiosyncratic selection restriction) があるから,補文の態の転換は自由でない。

- (17) a) We urged the doctor to examine John.
  - b) We urged John to be examined by the doctor.

(f) の a) と b) とは同一の意味ではない。動詞 urge の目的語が異なるからである。その事がより明白に (18) で示される。

- (18) a) We urged the geologist to examine the rock.
  - b) \*We urged the rock to be examined by the geologist.

<sup>(9)</sup> Rosenbaum (1967).

基底部において  $V \cap NP \cap S$  をとる他動詞句補文は、NP と S の主語が同一であるために、S の態が転換されるかどうかによって、当然 V の目的語も変化するわけである。

Rosenbaum の述べているこの基準は大まかではあるが、名詞句補文と他動詞句補文の区別の目安にはなる。この目安を使役の意味の Have Object P.P. にあててみるとどうであろうか。 まず明らかなことは動詞 have のもつ特徴からして補文を主語とする Passivization は考えられない。

- (19) a) The author always has his characters do foolish things.
  - b) \*That the characters do foolish things is always had by the author.
  - c) \*For the characters to do foolish things is always had by the author.
  - d) \*The character's doing of foolish things is always had by the author.

次は Have Object P.P. の擬似分裂文テストであるが, (8) a) にあげた 文を再度 (20) の a) として用い, それに対応する補文の能動形を b) として与 えれば,

- (20) a) I had my will drawn out by the lawyer.
  - b) I had the lawyer draw out my will.

それぞれの擬似分裂文は,

(21) a) What I had was for my will to be drawn out by the lawyer.

<sup>(10)</sup> Ibid.

b) \*What I had was for the lawyer to draw out my will.

(21) のようになり、あるネイティブ・スピーカはこれに対し、a) には肯定的だが b) には否定的反応を示している。a), b) 共に擬似分裂文であるが少なくとも一方が否定的であるという報告は、他方が肯定的であったとしても、使役の have は擬似分裂文テストを自由に使用した結果としていえる名詞句補文ではない。

更に他動詞句補文のために Idiosyncratic selection restriction を補文の 態を転換することで調べてみたい。他動詞句補文であれば、態の転換によっ て変化する目的語がその動詞と密接に結びついているために,目的語の転換 は文全体に意味の変化をもたらす。 それは(1),(17),(18)に見た通りである。 さて, have の (12) 及び (20) の場合はどうか。 (18) においては urge の目的語が転 換されたことによって一方は非文法文となった。 urge のもつ Idiosyncratic selection restriction のためである。 他動詞句補文においては一般的にそう した変化が見られるわけであるが、have の場合は (12) の b)、(20) の a) でわか るように have の使役性は「-animate」にも及んでいて、そこに意味の逸 脱性を感じさせない。ということは (12) の b), (20) の a) の場合, 直接的に [-animate]の特性をもつものへの使役性ではなく,使役性は[-animate] の特性をもつものを対象とする主体そのものへかかるのである。しかし、そ の事が正しいとされるなら、そこには他動詞句補文  $V \cap Np \cap S$  にみられる V と Np (Object) との直接的、特異的な制限関係は消失したと証明するこ とになり、それはとりも直さず have の使役が他動詞句補文構造を持たない ことを示すことにもなる。

しかしながら、have の目的語に補文の態とはかかわらず常に[+animate] なものをとるものもある。②のようなa)とb)の差は、

(22) a) I had the doctor examine John.

b) I had John examined by the doctor.

他動詞句補文である(23のa)とb)のような明白な差を示さないまでも,

- (23) a) I compelled the doctor to examine John.
  - b) I compelled John to be examined by the doctor.

だからといって,名詞句補文である 24 の a)と b)のように両者に全く意味上の差がないというものでもない。それは私の接したインフォーマントの報告とも一致している。

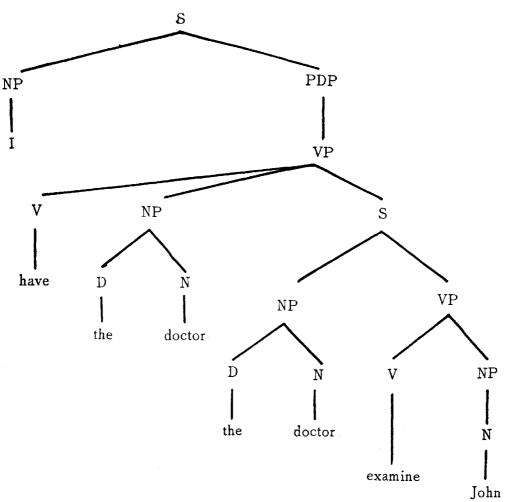
- (24) a) I recognized the doctor to have examined John.
  - b) I recognized John to have been examined by the doctor.

図の場合は、(12) 及び(20) とは異なり、have に使役性をやや強く感じるわけであろうか。池上氏 (1969) が he (accidentally) dropped the cup he was carrying と he dropped the bomb on an enemy target いう二つの文における主語の he, それから he gave a book to her と she received a book from him の he と she などは 意味構造上 異なった特性をもつものではないかとのべていることが、使役の have についても 図の文と(12)、(20)の文の間に見られるかも知れない。それは今後の研究にゆだねるとしても、いずれにせよ 図の a) と b) の場合、その差は名詞句補文の 図 a) とその b) との差より、他動詞句補文である 図の a) と b) の 差に 質的に 近いものがあると思える。池上氏の見解をとり入れて、ここでも have の 使役性を度合(使役性の強弱)とか質 (使役性の濃い薄い)に応じてかなり 相違のあるものである、という見解を纒めることも可能であるが、しかしここではそれを

<sup>(</sup>II) 使役の中でも、V NP S の NP に [+animate] か [-animate] かのいずれをとるかということを考慮して、使役の強弱を決定しようとする 見解である。 I had my will drawn out by the lawyer (20—a) と I had the lawyer draw out my will (20—b) の両文では後者の方が使役性の強い文である、と考えるもの。

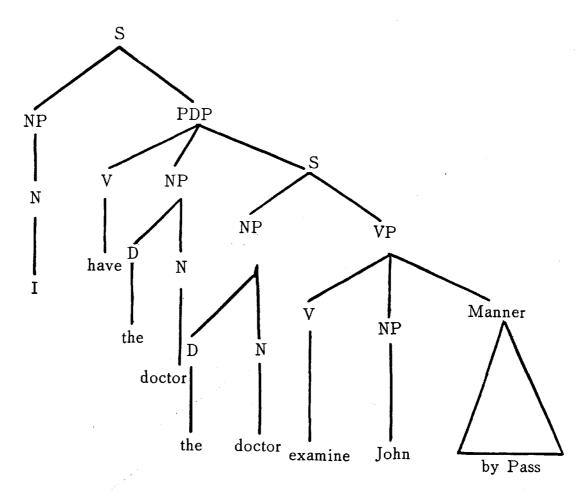
俄かに支持し難い。従って,極めて暫定的ではあるが,図と図における a) と b) の差異の質的関連性,使役性という類似の意味特性をもつ make, let が Rosenbaum において 他動詞句補文の 範疇とされている 事実, Haveへ ObjectへP.P. が Rosenbaum のテストによっても積極的に名詞句補文と決定し難い事実(しかし,同じテストで他動詞句補文と決定する明白な根拠がなかったのも今迄みてきた通りである)等から,若干問題はまだ残っているが,ここでは HaveへObjectへP.P. の使役性は 基底構造に 他動詞句補文をもつものと考えたい。その場合,句標識は 図の文について次の通り。

(25) a) I had [the doctor] [the doctor] [examine] [John] ]  $_{NP}$   $_{VP}$   $_{S}$ 



<sup>(12)</sup> Rosenbaum (1967) は make, let には言及しているが、have にはまったく 触れていない。

b) I had [the doctor] [ [the doctor] [ [examine] [John] NP [by Pass] ] ]

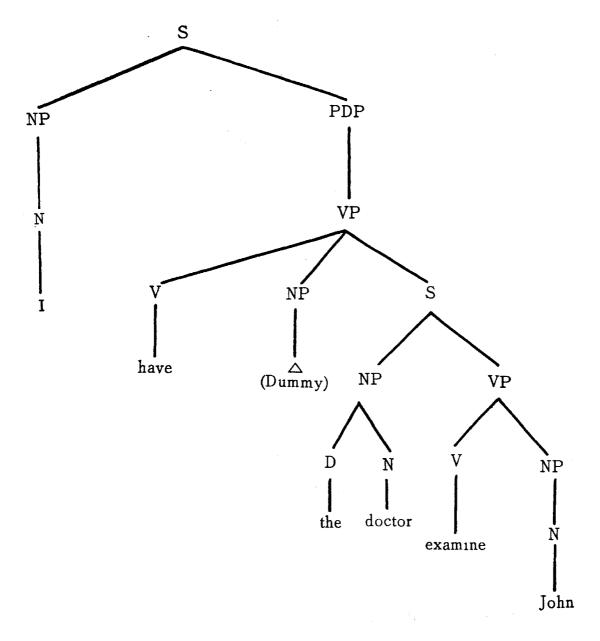


しかし、図 b) の場合の変形操作を考えると、まだすっきりしないものが残っていることに気がつく。 have の直接目的である [the doctor] が補文の変形操作後に変形によって得られた補文の主語と同じものになるという変形の操作を設けなければならないからであり、それはいかにも ad hoc な感じである。より一般的な形でいうならば、

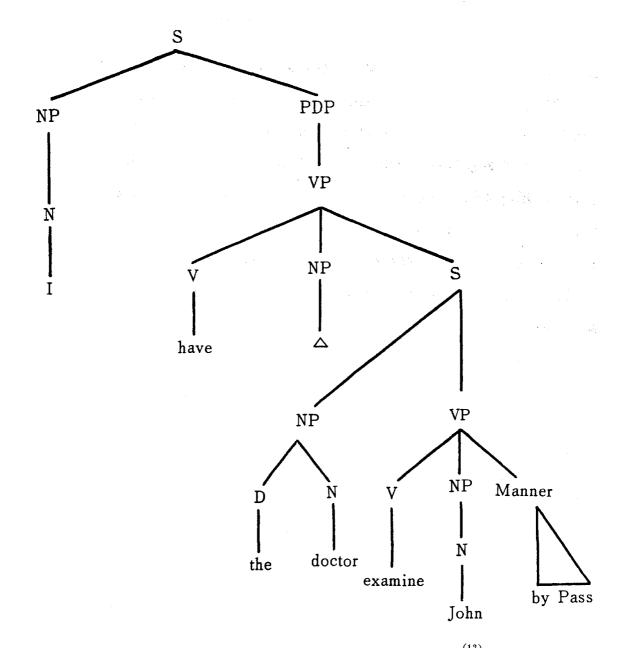
(26) have 
$$NP_1 \cap [NP_2 \cap [V \cap NP_3 \cap by Pass]]$$

 体と客体をになう全く相異なる名詞句であるだけに by Pass による変形が have の目的語を全く違う語にとりかえて了うという規則は ad hoc である と看做されても 仕方がない。 そこでその ad hoc な 規則をさけるために,  $NP_1$  にあらためて  $NP_2$  でも  $NP_3$  でもない Dummy を 挿入してはどうか と思うのである。

(27) a) I had the doctor examine John.



b) I had John examined by the doctor.



これは結果的には、中島博士(1968)と同じ考えであって、これを押し進めれば Dummy Replacement Transformational Rule という無理のない操作によって have の目的語を置きかえる事が可能になる。しかも、ここで主張される Dummy は have、make、let 等の使役ばかりでなく、広く他動詞句補文のすべてに渡って適用可能かも知れないからである。Dummy を設定す

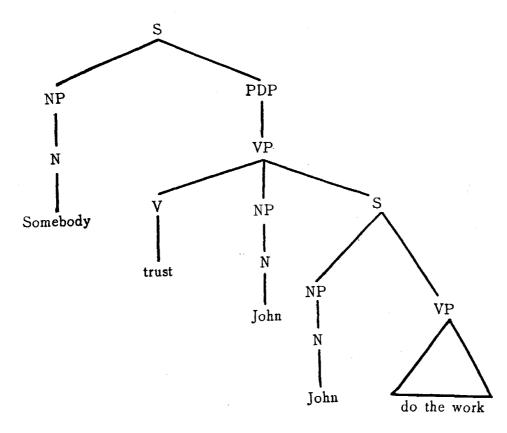
<sup>(</sup>ii) 「結果的には」と述べたことには理由がある。 それは後述するように、 中島博士の場合とここでとりあげた場合とでは、この結果に到るアプローチもまたダミーの適用範疇も異なるからである。

ることによって生じる負の効果は、他動詞句補文の特徴である Idiosyncratic selection restriction が、目的語が Dummy であるために損われて了うという恐れであろう。しかし、Dummy が常にある特定のルールで語におきかえられるものであるから、予想されるその語と主文の動詞との特異な選択制限の関係は維持されているといってよい。 たとえば、 その制限関係は、  $(\mathfrak{O})$  a)において have  $(\mathfrak{O})$  the doctor, b)においては have  $(\mathfrak{O})$  John にみられるものであることは by Pass の存在によって常に予測し得ることである。 さて、そのような予測がどう展開するのか、また Dummy を設定したことによって変形の操作が複雑になりはしないだろうか。 それらの疑問に 答えるためにも、  $(\mathfrak{O})$  を例としてその派生過程を調べてみる。

Somebody trusts John to do the work.

Dummy を用いない場合 (Rosenbaum)

(29)



#### (30) Sentence 28

<First Cycle> — no operation

Base somebody trusts [John] [John] do the work] ]

## <Second Cycle>

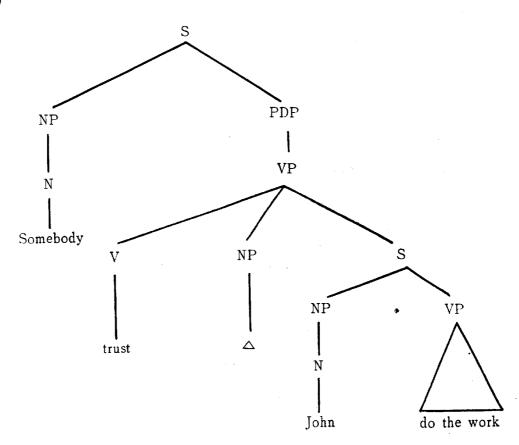
 $\operatorname{TCP}^{(14)}$  somebody trusts  $[\operatorname{John}]_{\operatorname{NP}}[\operatorname{for}\ [\operatorname{John}]_{\operatorname{NP}}[\operatorname{to}\ \operatorname{do}\ \operatorname{the}\ \operatorname{work}]_{\operatorname{NP}}]$ 

TIE somebody trusts [John] [for [to do the work]]

 $T^{(16)}_{CD}$  somebody trusts  $[John]_{NP}$  [to do the work]

# Dummy を用いる場合

(31)



<sup>(14)</sup> Complementizer Placement Transformation.

<sup>(15)</sup> Identity Erasure Transformation.

<sup>(16)</sup> Complementizer Deletion Transformation.

32) Sentence 28

<First Cycle> — no operation

Base somebody trusts  $\begin{bmatrix} \triangle \end{bmatrix}_{NP} \begin{bmatrix} [John]_{NP} [do the work] \end{bmatrix}$ 

<Second Cycle>

TCP somebody trusts  $\left[ \triangle \right]_{NP} \left[ \text{for } \left[ \text{John} \right]_{NP} \left[ \text{to do the work} \right] \right]_{NP}$ 

TDR somebody trusts [John] [for [to do the work]]

TCD somebody trusts [John] [ [to do the work] ]

僅か一例ではあるが,変形操作のサイクルに適宜 Dummy 置き換え変形を入れることによって派生のプロセスは成立する。しかも,② と比較してそこに複雑さが増したとも考えられない。 また,Dummy が ② のような文で認められるとすれば,それは have だけでなく一般に他動詞句補文にも 適用可能であると考えたい。

Dummy に関する中島博士の主張は、have、make、let の使役構文にDummy (究極的には unspecified 'it') を導入することである。have make、let は表面構造の上でも意味 (使役) の面でも類似しているので、中島博士は同型の基底構造をもつと考える。 さらにこの三つの語はいずれも、make John、have John、let John を単位として意味をなすことはないし、Rosenbaum のあげている動詞群 (他動詞句補文を作るもの) はすべて trust John、persuade John、compel John、help John のように部分的にではあるが意味をなすことに注意しなければならない。have、make、let の場合、仮に目的語をとって意味をなしたとしても使役にはほど遠い、と述べている。中島博士はまた、

- (3) a) I forced John to go.
  - b) I made John go.

<sup>(17)</sup> Dummy Replacement Transformation.

- (34) a) I trust John to do the work.
  - b) I let John do the work.

を例にとり、 (3) a) は I forced John + I made John go ということであり、(3) a) は I trust John + I let John do the work ということで (3), (3) の b) はそれぞれ a) の後半の部分に 相当するとしている。 そこで make や let は force, compel, command, order, entreat, allow, permit, trust の類の動詞に含まれている使役や許可の意味だけを表わす特殊な動詞であると考えられる。 make や let は、他の動詞の構文に見られる前半の部分がないのであるから、 make や let は他の動詞のような直接目的に当るものを持っていない。 make, let が深層構造に Dummy を持つ理由の一つである。ここでこの見解にコメントを加える余裕はないが、ただ一つ、make, let と全く同じアプローチで have の使役構造にも Dummy を設定できるであろうか、という疑問をのべておきたい。 私の述べたようなアプローチが have の場合には必要でないかと思う。 しかし、 trust John とはいえるが have John とはいわないという中島氏の指摘は、 私の見解には入る余地がないので、これは逆に私の提案について問題にされるところであろう。

いずれにせよ,若干の問題がまだ残っているが,結論的に have の使役型は Dummy を直接目的語の位置に持つ他動詞句補文であると考える。補文が他動詞句構造でなく, they had him go のような自動詞句構造であっても, Dummy は have の直接目的語の位置に入るものと考えてさしつかえない。

#### 2.3. 経験の受動の場合

- (35) a) John had his license suspended by the police for two months.
  - b) He had his house broken into by burglars in broad

daylight.

c) I had my train of thought interrupted by a knock at the door.

Curme の指摘にもある通り,経験の受動は補文の基底構造に passivization を含むことで特色づけられる。しかし,その特色は第1節でみたように,必ずしも本質的なものではない。宮田氏の間接受動性を考えても,主文の主語と補文の意味内容との関係において受動性が保たれればよいわけであるから, she had her son die (息子に死なれた)も受動関係を成立させる要件を備えていると考えられる。補文の態にとらわれず,もしそこに受動性を認めることが可能であるなら,機械的ではあるが, (3) a)~c)の補文を能動態にかえてもやはり受動性は失なわれないと考えなければならない。

- (36) a) John had the police suspend his license for two months.
  - b) He had burglars break into his house in broad daylight.
  - c) I had a knock at the door interrupt my train of thought.

補文を受動態から能動態にかえてみたこの 80 は、しかしながら、どうしても意味上変則的だと思えるが どうであろう。 たとえば、a)の 文においてJohn が自らの意志で己の免許証を 2 ヶ月間も停止させておくなど極めて稀な場合を除いて起り得ないからである。一般的に、意味の変則性とは、まさに稀な場合にしか考えられないところの「意味の性質」について述べているものであって、如何なる場合にもそぐわない意味の性質に 言及するものではない。Chomsky (1957, p. 16) が far-fetched context と呼んだ場面では起るかも知れないような、colorless green、green ideas、ideas sleep、sleep furiously などの語句がやはり変則的だと思われているのと同じである。さて 80 に見られるその変則性であるが、内容を検討してみると、実はその変則性が経験の 受動ではなく、使役性に由来していることがわかる。a)~c)

いずれも主文の主語にとって不利益になる事柄を自らの意志によって生起させしめている(使役)からである。 (3) の場合は受動性であるが,態の転換で (3) のような変則的だが 使役性をもつ (使役性をもつから変則的なのだが…) 文にかえられるものとしたら,ここで一つの事実が明らかになる。

(37) 補文が受動形の場合,能動に転換してそこに意味的変則性を感じさせる使役が生じれば,その受動形をもつ補文は経験の受動における補文である。また補文を能動に転換しても,そこに意味の変則性を感じさせない場合(E.g. (12), (20), (22) etc.),補文に受身形をもっていても,それは使役である。

この事実の正当性が立証されれば、経験の受動を構造上使役から区別し得る 一つの目安となるわけである。

しかし、それが ad hoc なルールでないためには、次のような例をも説明 出来るように訂正される必要がある。

- (38) a) I had often had my hens stolen by gypsies.
  - b) I have often had gypsies steal my hens.

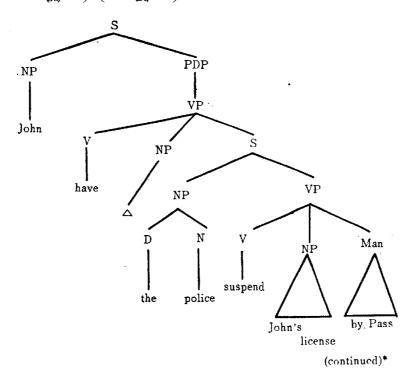
(29) では a), b) 共に「ジプシーに鶏を盗まれた」の意味であって, b) には have の使役性が感じられない。その限りでは当然, 変則性も感じられない。これは明らかに (37) のルールにそぐわない事例である。 (38) の b) を (39) のように, gypsies を someone におきかえれば, やはりそこに変則性を感じるから, (39) は gypsies の辞書的意味による 特殊なケースだと 考えることも可能であろう。しかし, ここで重要なインフォーマントの報告をつけ加えねばな

39 I have often had someone steal my hens.

らない。 (36) の a)~c) はそれぞれを独立させて使用する限りでは通常 have の使役性を感じさせる変則的意味を持つが、 (36) の a)~c) と対比して考える

場合とか,或は表現形式上 awkward ではあるが単独の場合でも,受動性が感じられないわけではない。従って,その報告によるならぬは意味上恣意的(semantically ambiguous)で,経験の受動性と使役性の少なくとも二通りの意味解釈を可能にしているわけである。この事実がぬに明らかにされているわけで,決して gypsies の辞書的意味による特殊なケースではないことがわかる。以上論じた内容から引き出せる一つの結論は,経験の受動は補文の態にかかわらず,使役性とは区別される一つの意味範疇を持つ,という点であろう。補文の態にかかわり合いがないという事は,この場合少なくとも補文の形態との関係において,構造上両者の意味区分がなされるものではないことを示す。使役の have と経験の受動の have が同一の sentoid をとる理由でもある。そこで使役の場合と同様,経験の受動の場合も Dummyを補文に認めるものとしたい。

## (40) Sentence (35-a) (cf. (26-b)



<sup>\* 「</sup>言語構造と意味」(下)へと続くが、そこでは第2.4節<完了の状態の場合>の Have Object P.P. の基底構造を論じてから、第3節に入り、そこで意味解釈の観点からさらに経験の受動に検討を加えていきたい。